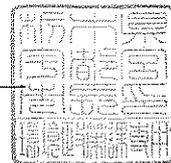


宇都宮市環境審議会
会長様

宇都宮市長 佐藤 栄
(環境部 環境政策課扱)



第2次宇都宮市環境基本計画の改定及び(仮称)宇都宮市地球温暖化対策実行計画の策定について
(諮問)

宇都宮市環境基本条例(平成13年条例第32号)第11条第5項により準用する同条第3項及び同条例第20条第2項第2号の規定に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

第2次宇都宮市環境基本計画の改定及び(仮称)宇都宮市地球温暖化対策実行計画の策定について

- ・ 本市が目指すべき環境都市の姿
- ・ 両計画の目標及び環境保全や創造に関する施策の方向性

(諮問理由)

本市におきましては、「環境都市」の実現に向け、平成23年2月に策定した「環境基本計画」に基づき、環境負荷の低減や資源の循環利用などに取り組んできたところであります。また、地球温暖化対策につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、平成19年2月策定の市域における総合的な施策の推進を図る「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」と宇都宮市自らの事務事業を対象とした「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン」により、温室効果ガス排出量の削減に向けた、様々な施策・事業を推進しているところであります。

このような中、本市を取り巻く環境問題は、ごみ等の身近なものから、地球温暖化や生物多様性などの地球規模のものまで、複雑・多様化している状況であります。

また、東日本大震災を契機に市民意識が大きく変化し、エネルギー需給や経済活動、都市形成等において、環境の観点からも見つけなおすことが求められており、国においても都市の低炭素化に関する法律の施行やエネルギー政策に関連する計画、温室効果ガスの削減目標などが大きく見直されております。

さらに、本市においては、今後直面する、少子・超高齢社会、人口減少時代の到来、環境問題への対応や、効率的で健全な都市経営を行う上で、コンパクトで自由・快適に移動できるまちづくりが必要となっております。

こうしたことから、これらの環境問題や多様化したニーズ等や国の法制度に的確に対応し、市民と事業者と行政が連携して持続可能な環境都市の実現に向けて取り組むことができるよう、平成27年度末の第2次宇都宮市基本計画の改定と(仮称)宇都宮市地球温暖化対策実行計画の策定を行うものであります。